

飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、
売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛
による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の
影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上が
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。

支給額

中小法人等 上限60万円
個人事業者等 上限30万円

算出方法： 前年または前々年の対象期間の合計売上
－ 2021年の対象月の売上×3
対象期間：1月～3月
対象月：対象期間から任意に選択した月

3月1日（月） 事前確認受付開始
3月8日（月） 申請受付開始

3月1日（月）事前確認の受付を開始しました

- 不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①**事業を実施しているのか**、②**一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか**等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の**形式的な確認**を行います。
▶「登録確認機関」は、一時支援金事務局のWEBサイトよりご検索いただけます。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、**事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません**。

所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。

3月8日（月） 申請受付を開始しました （特例申請については、3月19日（金）以降に受付開始の予定）

- 事前確認を受け終えた後に、事務局の**WEBサイトから申請**してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。
- オンラインでの申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

【事前確認から申請までの手順】

- 1 **・アカウントの申請・登録**（申請ID発番）
・事前確認に必要な書類の準備
- 2 **・身近な登録確認機関**を一時支援金事務局のWEBサイトから**検索**
・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）
★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください
- 3 **・事前確認の実施**
⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4 **・事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請**

【詳細はこちらをご覧ください】

- 一時金特設サイト（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

- 一時支援金事務局WEBサイト

<https://ichijishienkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

● TEL：0120-211-240

● IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）



事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数 5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上	100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。



右記QRコードを読み込むと
お問い合わせフォームに移動します。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食宅宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に日数を要します**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

詳細はこちら
（経済産業省HP）



生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援します

(中小企業生産性革命推進事業)

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、
テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり補助金

通常枠 補助上限 1,000万円 補助率 1/2 (小規模 2/3)

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 1,000万円 補助率 2/3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。

持続化補助金

通常枠 補助上限 50万円 補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 100万円 補助率 3/4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。
補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)に充てることができる(※)。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内(最大50万円)に引き上げ。

IT導入補助金

通常枠 補助上限 450万円 補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 450万円(※) 補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

* 複数の業務プロセス(販売管理と労務など)を非対面化し、一層の生産性向上を図る
ITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和2年度3次補正予算において措置

(今後事業内容が変更等される場合があります。)

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり 補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機**を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械**を新たに導入。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネス**への転換。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化 補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステム**を導入。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入 補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフト**を導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツール**を導入。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「**遠隔注文ツール**」、「**キャッシュレス決済ツール**」、「**会計管理ツール**」の同時導入。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

※ものづくり補助金と持続化補助金は、jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しております。GビズIDプライムの発行には日数を要します[※]ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
<https://seisansei.smrj.go.jp/>



資金繰りにお悩みの皆様へ

売上高が減少した中小・小規模事業者等の資金繰りを引き続き支援します！

実質無利子・無担保融資の 申込期限を延長します

民間金融機関：2021年3月まで
日本政策金融公庫等：当面2021年前半まで

さらに、 経営改善やビジネスモデルの転換等 に伴う資金繰りを支援します

具体的な例

<信用保証制度>

- 中小企業者が今後のアクションプランを作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に引き下げる制度を創設します。

<日本公庫等による融資>

- 業態転換や新規事業等生産性向上に向けた設備投資を実施する場合に、日本公庫等の適用利率が、当初2年間0.5%引き下げになります。



詳細は裏面をチェック✓

令和2年度3次補正予算において措置

(今後内容が変更等される場合があります。)

保証制度

- ① 金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料を大幅に引き下げる制度を創設。
- ② 事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料を大幅に引き下げ。

	①	②
保証限度額	4,000万円	2.8億円
保証期間	10年以内	15年以内（一括返済の場合1年以内）
据置期間	5年以内	5年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定
保証料（事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.85%）	0.2%（補助前は原則0.8%-1.0%）
売上減少要件	▲15%	-
その他	・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・今後取り組む事項（アクションプラン）を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

融資制度

（１）設備資金貸付利率特例制度の創設

- ・新事業や業態転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%
限度額：各貸付制度の限度額（中小事業7.2億円、国民事業7,200万円等）

（２）企業再建資金の拡充

- ・再生支援協議会等公的支援機関の関与の下事業再生に取り組む場合、基準金利から▲0.9%
- ・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む場合、基準金利から▲0.65%

（３）事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

- ・事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65%
- ・コロナの影響等により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.4%（小規模からの承継の場合▲0.65%）

（４）観光産業等生産性向上資金の拡充

- ・観光産業等を営む者が、事業計画を策定し生産性向上に向けた取組みを図る場合、基準金利から▲0.4%

※基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.86%（担保の有無等によって適用利率は変動）
＜令和2年12月1日現在、貸付期間5年以内の標準的な利率＞

お問合せ先

中小企業庁 事業環境部 金融課
03-3501-2876

魅力発信をお考えの商店街等の皆様へ

周辺地域で暮らす住民の方々にとって、
「地元」や「商店街」の良さを再認識するためのイベントを応援します！

Go To 商店街事業

消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、
「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組
を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて
商店街の活性化につなげることがねらいです！

対象

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合 等

対象となるイベント等

- ・ 商店街等が取り組む、イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・ 地域産品や地域の魅力を活かした**新たな商材開発やプロモーションの製作**

上限額

- ① 1 者による単独申請
1 申請当たり300万円上限（200万円まで定額支援）
- ② 2 者連携による申請
1 申請当たり700万円上限（300万円まで定額支援）
- ③ 3 者以上の連携による申請
1 申請当たり950万円上限（500万円まで定額支援）

※定額を超えた額については、商店街等が 1 / 2 を自己負担となります。

令和 2 年度 3 次補正予算において措置
(今後内容が変更等される場合があります。)

イベント等の例

- ✓ 地域に住んでいる園児の親からのアイデアに耳を傾け、**子どもたちのための思い出づくりイベントを実施**。イベントを通じて商店街等への愛着を生み出し、日常的な商店街への来訪・利用につなげる。



- ✓ 各店が講師となり、それぞれの専門知識やこだわりの技術を伝える「まちゼミ」を、少人数またはオンラインで開催。まちゼミを通じて、買い物客とのコミュニケーションを図り、知る機会を提供するとともに各店の特徴をアピール！



- ✓ 地域に住んでいるアーティストの方々に力を借りて、**商店街を題材にしたアート展を実施**。店舗で販売している商品をオブジェにしたアート、店舗の窓ガラスに地元の風景を描くアートなど、地元の良さや商店街の良さをアートという形で発信していき、**地域住民と商店街との絆を深める**。

- ✓ **地域や商店街に対しての魅力を地域住民に伝えることで幅広い年代から愛着を持ってもらう**と共に、地域や商店の魅力動画を動画やショートフィルムによって継続的に発信することで、**地域住民の商店街への愛着を育み、域外の消費者の来街も促していく**。

お問合せ先

中小企業庁 経営支援部 商業課
03-3501-1929

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様
・規模拡大等により成長を目指す皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を守り抜くべく

円滑な事業承継・引継ぎ を後押しします

✓ 経営資源集約化税制【新設】

①M&A実施後のリスクに備える準備金

②設備投資減税、③雇用確保を促す税制

の3つの措置をセットで適用し、経営資源の集約化を推進します。

✓ 事業承継・引継ぎ補助金

M&A時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用等）、
事業承継後の新たな取組（設備投資や販路開拓等）や廃業に係る費用等
を補助します。

✓ 事業引継ぎ支援センター事業

全47都道府県に設置された事業引継ぎ支援センターにおいて、
事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行います。

➡ 詳細は裏面をチェック✓

現在、こちらの施策をご活用いただけます！

◆ 中小M&Aガイドライン

（①M&Aの基本的な事項、②適切なM&Aのための行動指針を提示するもの）

◆ 事業承継税制

（贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度）

令和2年度3次補正予算・令和3年度税制改正において措置
（今後内容が変更等される場合があります。）

経営資源 集約化 税制

生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、
以下の3つの措置をセットで適用し、経営資源の集約化を推進

①準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除**又は**全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、
給与等支給額の増加額の25%を税額控除。
(1.5%以上の引き上げは15%の税額控除)

事業承継 ・引継ぎ 補助金

M&A時の専門家活用を支援【専門家活用型】

＜補助対象経費＞ 専門家の仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等
(廃業費用として) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 経営資源の**譲渡し**を検討している方／着手している方
補助率： **2 / 3** 補助上限額： **400万円** 廃業費用： **200万円**
- 経営資源の**譲受け**を検討している方／着手している方
補助率： **2 / 3** 補助上限額： **400万円** 廃業費用： **-**

事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援

＜補助対象経費＞ 事業承継・引継ぎ後の設備投資、販路開拓費用等
(廃業費用として) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 他社の経営資源を引き継いで**創業**した方【**創業支援型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額： **400万円** 廃業費用： **200万円**
- 親族内承継等**で経営者交代をされた方【**経営者交代型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額： **400万円** 廃業費用： **200万円**
- M&A**により経営資源を引き継いだ方【**M&A型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額： **800万円** 廃業費用： **200万円**

事業引継ぎ 支援センター 事業

全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターで事業引継ぎを支援

＜支援内容＞

- ① 事業引継ぎに関する経営上の**課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供**
- ② 後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者との**マッチング支援**
- ③ 事業引継ぎを行う**金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介**
- ④ **専門家派遣**による利用企業へ寄り添った最適な支援

＜参考＞既存の主な関連施策

◆ 中小M&Aガイドライン（詳細は右のQRコードよりご確認ください）

- ① M&Aの基本的な事項、
- ② 適切なM&Aのための行動指針（例、利益相反になり得る仲介において、譲渡側・譲受側の双方から手数料を徴収している等の不利益情報の開示など）等を提示するもの。

◆ 事業承継税制（法人版、個人版）

- ・ 贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度。
- ・ 適用要件の特例承継計画の提出期限は、法人版が2023年3月31日、個人版が2024年3月31日。



※事業承継・引継ぎ補助金は、**iGrants（電子申請システム）**での申請受付を
予定しております。**GビズIDプライムの発行に日数を要します**ので、補助金の申請
をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



お問合せ先
中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様へ
経営資源の引継ぎを支援される皆様へ

「中小M&Aガイドライン」 をご活用ください

※令和2年3月31日、経済産業省より公表

✓ M&Aには早期判断が重要です

早い時期にM&Aの実施を決断した方が、
売り手・買い手のマッチングの時間を確保でき、
手元に残る譲渡代金も多くなる可能性があります。

✓ 身近な支援機関に相談しましょう

M&Aに当たっては、様々なポイントの検討が必要です。
また、専門的な情報や経験がないと判断を誤るおそれもあります。
まずは身近な支援機関に相談しましょう。

<相談窓口>

事業引継ぎ
支援センター
(M&A全般)



日本弁護士
連合会
(法的助言)



✓ M&Aは事前準備が大切です

引退後のビジョンや希望条件を考えておきましょう。
何を譲れるのか、何を譲れないのか、固めておきましょう。
株式や事業用資産の整理も可能な限り進めていきましょう。



裏面もチェック✓

M&A専門業者などに依頼する際の留意点

(1) マッチングなどを依頼する際

チェック事項

- ① M&Aについて希望する条件を業者に明確に伝えましたか。
- ② 譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する場合（仲介者）と、片方のみから受任する場合の違いを理解しましたか。依頼する業者がどちらか確認しましたか。
※仲介者の場合、通常は双方に手数料を請求します。
- ③ 依頼するのは、具体的にはどのような業務ですか。
- ④ 手数料はどのように算定し、いつ支払いますか。最低手数料はありますか。
- ⑤ 秘密保持の条項はありますか。他の専門家などへの情報共有は可能ですか。
- ⑥ 他業者への依頼を禁じる条項がありますか。セカンド・オピニオンは可能ですか。
- ⑦ 中途解約は可能ですか。契約期間や⑥の条項の有効期間は確認しましたか。
- ⑧ 業者との契約終了後、一定期間内にM&Aを行った場合にも手数料が生じるとする条項はありますか。その期間や、対象となるM&Aは確認しましたか。

(注) **仲介者**の場合、構造的に譲り渡し側・譲り受け側の双方の間で、**利益相反のおそれ**が生じますので、**特に上記②についてはご注意ください**。

(2) M&Aプラットフォームを利用する際

チェック事項

- ① 自社の情報をどの程度まで開示するかを慎重に検討しましたか。
- ② それぞれの特徴を踏まえ、どのプラットフォームを使うべきか検討しましたか。

M&A専門業者の手数料

【手数料の種類と発生するタイミング】

- ①着手金 : 主に契約締結時
- ②月額報酬 : 主に月ごとに定期的・定額
- ③中間金 : 基本合意締結時など案件完了前
- ④成功報酬 : 案件完了時。一般的に算出には
右の図（**レーマン方式**）を用います。

基準となる価額（円）	乗じる割合（％）
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

(注) プラットフォームについては、売り手には一切の手数料が発生しないケースが多いです。

【ガイドラインを読む前に！】
中小M&Aハンドブック



中小M&Aガイドライン



お問合せ先

中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803

中小企業関連税制のポイント

(1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

- ① M&A実施後の**リスクに備える準備金**
 - ② **設備投資減税**、③ **雇用確保を促す税制**
- の3つの措置をセットで適用することを可能とする

(2) 様々な設備投資を促す税制 (延長等)

① 生産性向上、DX

- ・「中小企業経営強化税制」は、延長 (**10%税額控除等**)
- ・「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (**7%税額控除等**)

② 地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設

- ・「地域未来投資促進税制」は、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**した上で延長 (**最大5%税額控除等**)

③ 自然災害や感染症の事前対策

- ・「中小企業防災・減災投資促進税制」は、**対象設備を追加**した上で延長 (**特別償却20%**)

(3) 法人税の軽減税率 (延長)

所得800万円まで、法人税率を**15%に軽減**

(4) 所得拡大を支援する税制 (見直し・延長)

適用要件を**企業全体の給与等支給額**を増加させた場合に見直し
増加額の一定割合を税額控除



詳細は裏面をチェック✓

※令和3年度税制改正において措置予定

(租税特別措置法の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

(1) 経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

① 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(2) 様々な設備投資を促す税制（延長等）

① 生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ※計画認定手を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ← 統合 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加			

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

② 地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設（「地域未来投資促進税制」）

- 都道府県から承認を受けた地域経済牽引事業について、建物等を新設・増設した場合、**特別償却又は税額控除**。
- 先進性の要件を明確化するとともに、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

③ 自然災害や感染症の事前対策（「中小企業防災・減災投資促進税制」）

- 自然災害や感染症の事前対策に資する一定の設備を取得等した場合、**特別償却（20%）**を適用。
- 今回、**設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィ**を対象設備に追加。

(3) 法人税の軽減税率（延長）

- 所得800万円まで、**法人税率を19%から15%に軽減**。

(4) 所得拡大を支援する税制（見直し・延長）

- 企業全体の給与等支給額を増加させた場合、増加額の一定割合を税額控除。

通常措置

企業全体の給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**

⇒ **増加額の15%を税額控除**

上乗せ措置

企業全体の給与等支給額が前年度比で**2.5%以上増加**

+

教育訓練費が前年度比10%以上増加
又は 経営力向上計画の認定等

⇒ **増加額の25%を税額控除**